

CATCH 福岡市産業振興情報誌

発行 福岡市中小企業サポートセンター
 (福岡市産業振興部経営支援課)
 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28
 TEL092-441-1232 FAX092-441-3211

中小企業の資金繰りを支援 セーフティネット保証の業種拡大

セーフティネット保証制度とは、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、融資の保証限度額の別枠化等を行う制度で、セーフティネット5号認定とは、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための国の制度です。

その業種について、原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている545業種に、平成20年10月31日から拡大されました。

セーフティネット5号の対象業種の拡大

- 原材料価格の高騰の影響を受ける
食品製造業、化学工業、プラスチック
製品製造業など
- 仕入価格高騰の影響を受ける
飲食店、卸売業、小売業など

事業が国の指定する業種に属しており、最近3か月間の平均売上高等が、前年同期比マイナス3%以上の中小企業者が対象となりますが、事業に対象業種ではない業種が含まれている場合には、融資を利用できない場合があります。

福岡市の中小企業向け融資制度では、セーフティネット保証(5号)の認定を受けられた方については、不況対策特別資金のうち、保証料が割安な特例枠(セーフティネット5号)の申し込みができます。

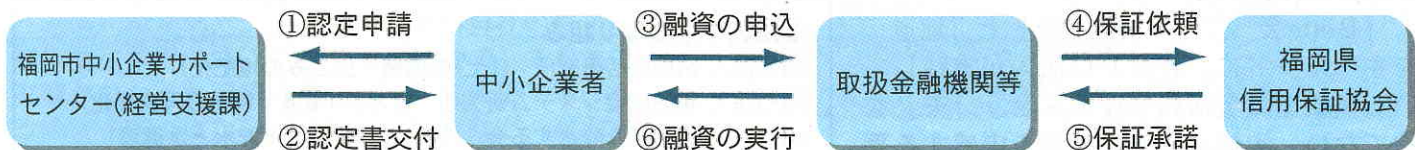
[不況対策特別資金]

(平成20年11月1日現在)

| 種類 | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 保証料率 | 保証人 |
|---------------------|---------|------|------|-------|--------------------------|
| 特例枠 (セーフティネット5号) | 8,000万円 | 8年以内 | 1.5% | 0.40% | 原則として 個人:不要 法人:代表者 |

● 申込の手順について

不況特別対策資金(特例枠)の申し込みは、福岡市中小企業サポートセンター(経営支援課)でセーフティネットの認定を受けてから、取扱金融機関等で申し込みください。



※認定とは別に融資の実行には、保証協会による審査があります。

● 必要書類について

セーフティネット5号認定の申請時に必要となる資料

- ① 法人：履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
個人：確定申告書の写
- ② 業種を確認できるもの(許認可業種の場合には許認可証等の写等)
- ③ 最近3か月間と前年同期の月ごとの売上を確認できるもの(売上台帳、残高試算表等)
- ④ 実印

【問い合わせ先】 福岡市中小企業サポートセンター 経営支援課金融係 TEL 092-441-2171・441-0505